

熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第7号

熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき」を削る。

第3条第1項ただし書中「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に改める。

第6条第2項中「勤務」を「職務」に改める。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条の3第1項中「といい、」を「という。）のうち」に、「除く。）」を「除いた日」に改める。

第11条中「介護時間」の次に「、不妊治療休暇」を加える。

第12条第1項中「一の年ごと」を「年度（4月1日から翌年3月31日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）ごと」に、「一の年に」を「1年度に」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、「土地開発公社」の次に「、沖縄振興開発金融公庫」を加え、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第14条中「理由」を「事由」に改める。

第15条の2第3項を次のように改める。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（不妊治療休暇）

第15条の3 不妊治療休暇は、職員が不妊の治療を受けるため、勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。

2 不妊治療休暇の期間は、継続する治療ごとに、通算して6月を超えない範囲内で医師が指

定する期間内において必要と認められる期間とする。

3 第15条第3項の規定は、不妊治療休暇について準用する。

第16条第3項ただし書中「1年」を「1年度」に改める。

第17条の見出し及び同条中「及び介護時間」を「、介護時間及び不妊治療休暇」に改める。

第19条の見出し中「規則への」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、施行日の前日から引き続き在職する職員の平成31年度分の年次有給休暇の日数は、改正後の熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に改正前の熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第1項及び第2項の規定により平成31年分として付与されていた年次有給休暇の日数（施行日の前日までに使用した日数がある場合には、当該日数を控除した日数）に5日を加えた日数（熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で任命権者が別に定める日数）とする。

3 平成31年度に改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員となった者に対する同項の規定の適用については、同項第3号中「20日」とあるのは、「25日」とする。

(熱海市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 熱海市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年熱海市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「一部」の次に「（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を、「いう。）」の次に「、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められた場合における休暇をいう。）、不妊治

療休暇（職員が不妊の治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められた場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業に相当するものをいう。）」を加え、「場合は」を「場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき」に改め、「減額して」の次に「給与を」を加え、同条第3項を削る。

第20条を第23条とし、第19条を第22条とし、第18条を第21条とし、第17条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第19条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第20条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第16条の2を第17条とする。